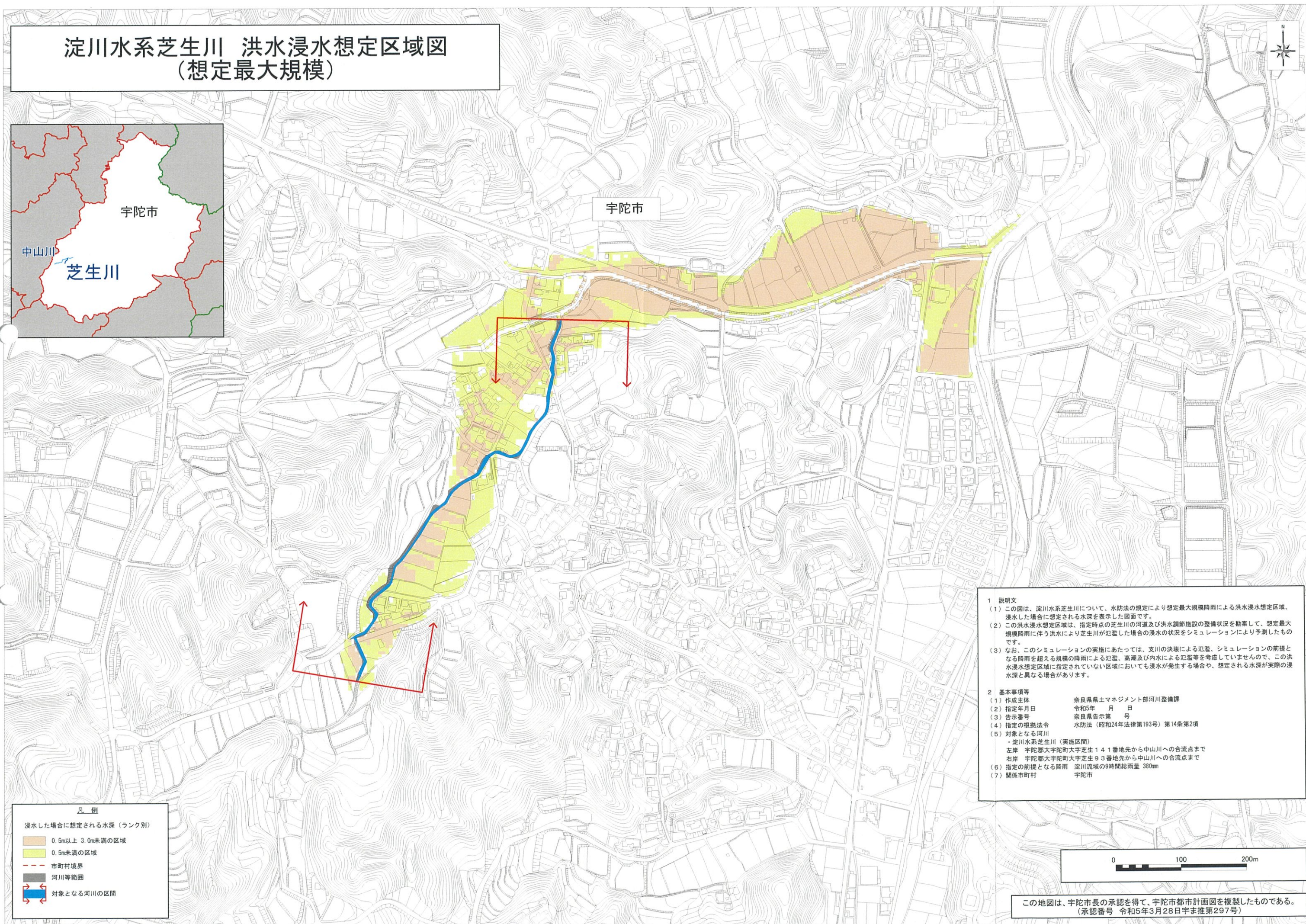
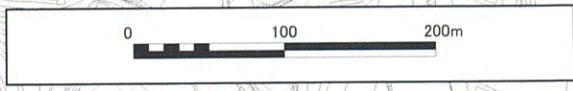


# 淀川水系芝生川 洪水浸水想定区域図 (想定最大規模)



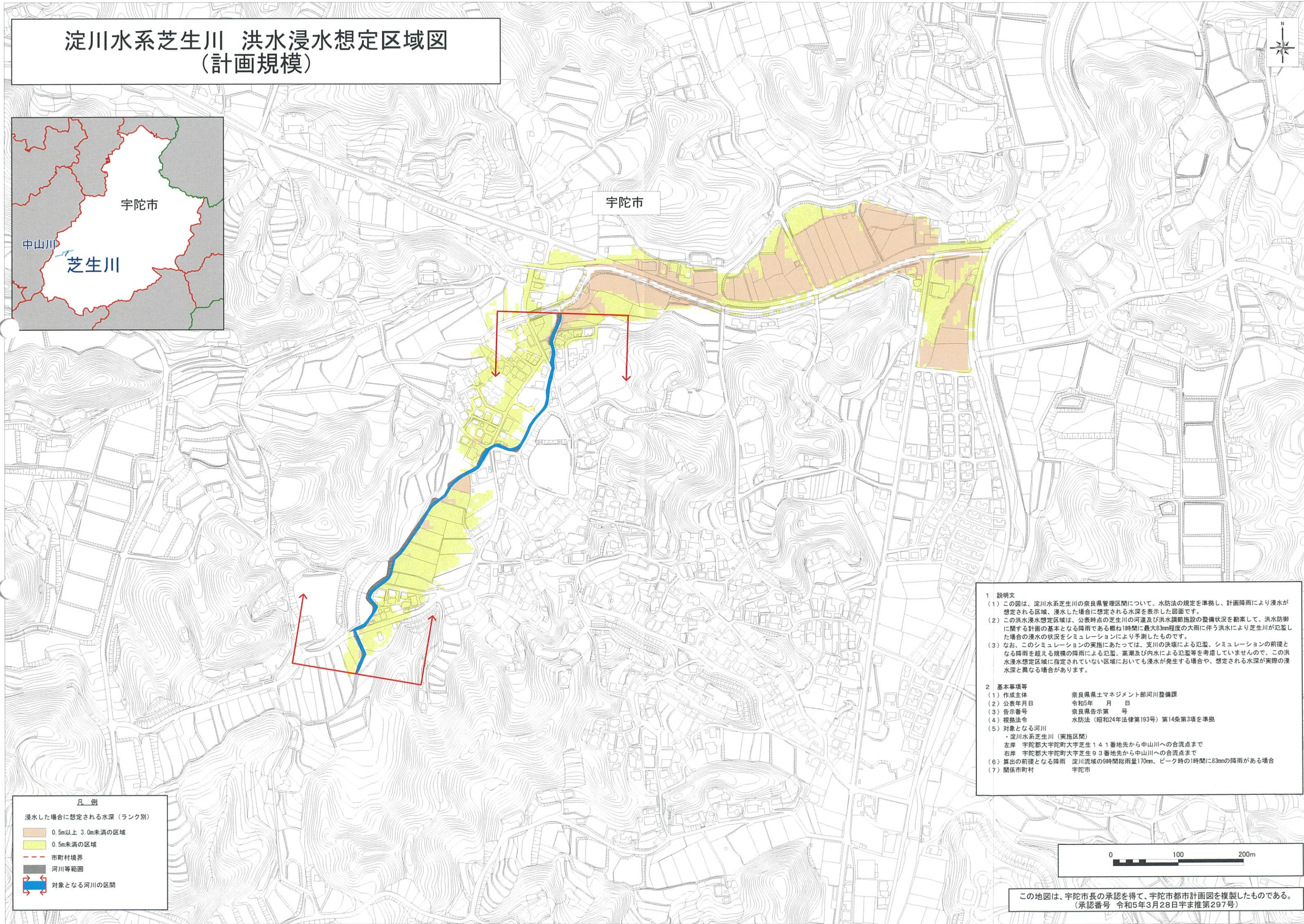
- 凡例**
- 浸水した場合に想定される水深(ランク別)
- 0.5m以上 3.0m未満の区域
  - 0.5m未満の区域
  - 市町村境界
  - 河川等範囲
  - 対象となる河川の区間

- 1 説明文**
- (1) この図は、淀川水系芝生川について、水防法の規定により想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。
  - (2) この洪水浸水想定区域は、指定時点の芝生川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定最大規模降雨に伴う洪水により芝生川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。
  - (3) なお、このシミュレーションの実施にあたっては、支川の決壊による氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。
- 2 基本事項等**
- |                |   |
|----------------|---|
| (1) 作成主体       | 奈良県県土マネジメント部河川整備課   |
| (2) 指定年月日      | 令和5年 月 日  |
| (3) 告示番号       | 奈良県告示第 号  |
| (4) 指定の根拠法令    | 水防法(昭和24年法律第193号)第14条第2項  |
| (5) 対象となる河川    | ・淀川水系芝生川(実施区間)<br>左岸 宇陀郡大宇陀町大字芝生141番地先から中山川への合流点まで<br>右岸 宇陀郡大宇陀町大字芝生93番地先から中山川への合流点まで |
| (6) 指定の前提となる降雨 | 淀川流域の9時間総雨量 380mm   |
| (7) 関係市町村      | 宇陀市   |



この地図は、宇陀市長の承認を得て、宇陀市都市計画図を複製したものである。  
(承認番号 令和5年3月28日宇ま推第297号)

# 淀川水系芝生川 洪水浸水想定区域図 (計画規模)



凡例

浸水した場合に想定される水深(ランク別)

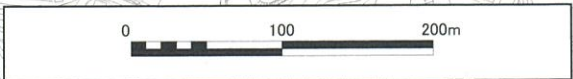
|  |                  |
|--|------------------|
|  | 0.5m以上 3.0m未満の区域 |
|  | 0.5m未満の区域        |
|  | 市町村境界            |
|  | 河川等範囲            |
|  | 対象となる河川の区間       |

1 説明文

- (1) この図は、淀川水系芝生川の奈良県管理区間について、水防法の規定を準拠し、計画降雨により浸水が想定される区域、浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。
- (2) この洪水浸水想定区域は、公表時点の芝生川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、洪水防御に関する計画の基本となる降雨である概ね1時間に最大83mm程度の大雨に伴う洪水により芝生川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。
- (3) なお、このシミュレーションの実施にあたっては、支川の決壊による氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

2 基本事項等

|                |   |
|----------------|---|
| (1) 作成主体       | 奈良県国土マネジメント部河川整備課   |
| (2) 公表年月日      | 令和5年 月 日  |
| (3) 告示番号       | 奈良県告示第 号  |
| (4) 根拠法令       | 水防法(昭和24年法律第193号)第14条第3項を準拠   |
| (5) 対象となる河川    | ・淀川水系芝生川(実施区間)<br>左岸 宇陀郡大宇陀町大字芝生141番地先から中山川への合流点まで<br>右岸 宇陀郡大宇陀町大字芝生93番地先から中山川への合流点まで |
| (6) 算出の前提となる降雨 | 淀川流域の9時間総雨量170mm、ピーク時の1時間に83mmの降雨がある場合  |
| (7) 関係市町村      | 宇陀市   |



この地図は、宇陀市長の承認を得て、宇陀市都市計画図を複製したものである。  
(承認番号 令和5年3月28日宇ま推第297号)